

# 刈谷市業務継続計画（BCP）

[地震対策編]



## 目 次

1	基本的な考え方	1
2	計画の基本方針	6
3	計画の対応方針	6
4	被害想定	8
5	非常時優先業務	14
6	職員体制	16
7	今後の取り組み	20
8	非常時優先業務一覧	21

## 基本的な考え方

### (1) 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震クラスの大規模な災害が発生した時において、市が被災者・被災地の応急・復旧活動を行う一方で、通常の行政サービスについても継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、業務全般の早期復旧を図るために、あらかじめ対策を立てるものです。

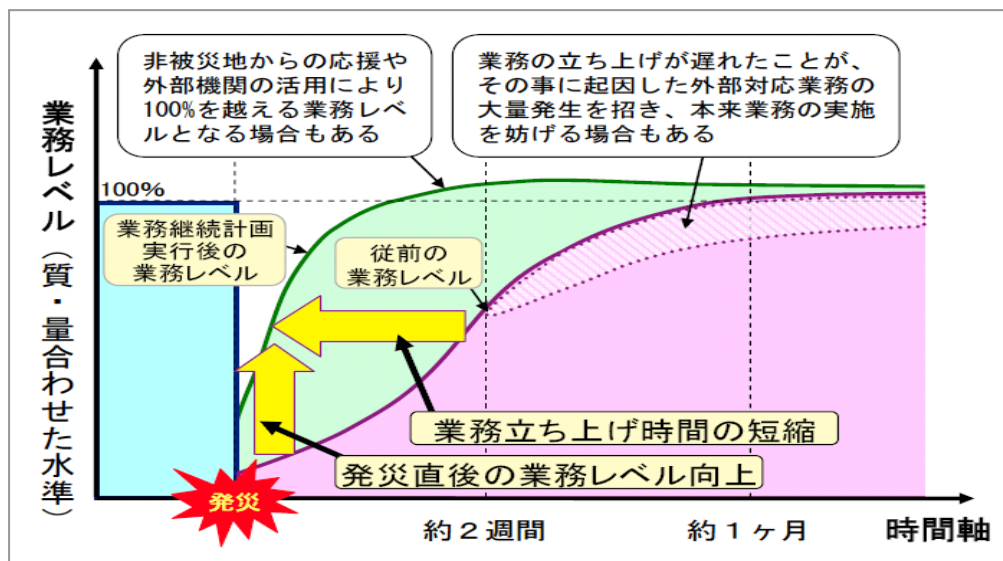
地震災害時に市が有する資源を最大限有効活用して、市民の生命、身体及び財産を守ることがこの計画の目的です。

市は、大規模災害等の非常事態の発生によって、その施設等に被害が発生し、あるいは、利用しているライフライン施設が被災した場合においても、中断すれば社会的に重大な影響を与えるおそれのある重要な業務については、継続する必要があります。

そのため、あらかじめ、非常事態発生時において優先的に行う必要のある業務を選定した上で、非常事態が発生した場合には、人員、物資、ライフライン等利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても、当該業務の遂行のために必要な資源を優先的に確保できる体制を整備しておく必要があります。

このような業務の選定、資源の確保等について計画として定めたものが「業務継続計画」(Business Continuity Plan BCPという)です。

## 【業務継続計画導入による早期復旧のイメージ】



### (2) 計画の効果

あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、発災直後から災害応急対策業務に迅速に取り組むこと、また、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限とすることが可能となります。

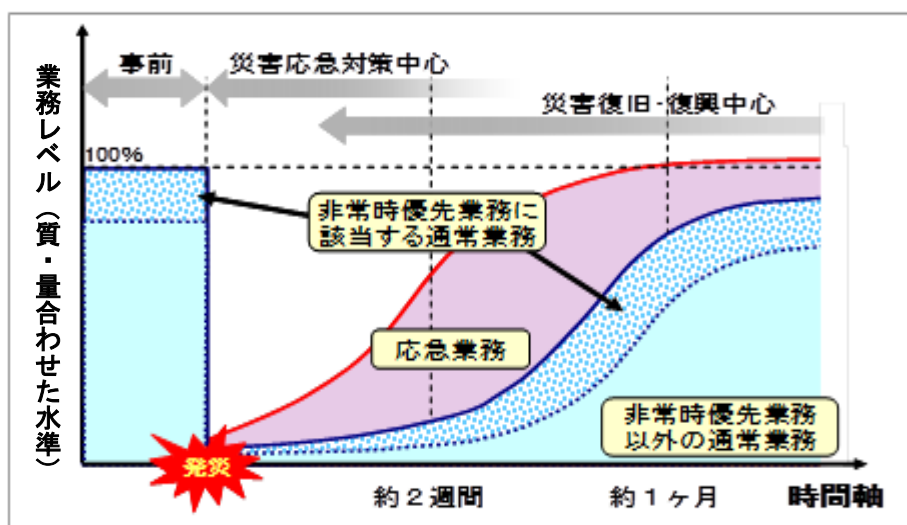
大規模災害が発生した場合、市庁舎においても様々な障害が発生するため通常業務が一旦中断する可能性が高く、業務継続計画を策定していない場合は、多数ある通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければなりません。さらに、応急対応的に行うべき業務が膨大に増加してしまうことに伴う業務効率の低下により、行政サービスの質の低下を招いてしまいます。

一方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、発災直後から応急対策業務に速やかに取り掛かることが可能となります。また、中断せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務遂行態勢を迅速

に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができます。

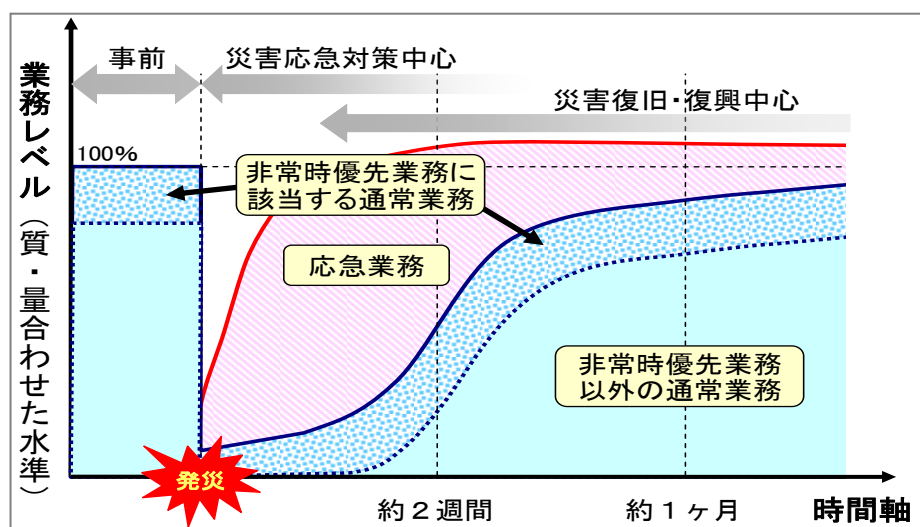
【参考：業務種別の発災後の業務量推移イメージ】

(業務継続計画の導入前)



(業務継続計画の導入後)

- ★業務立ち上げ時間の短縮
- ★発災直後の業務レベルの向上

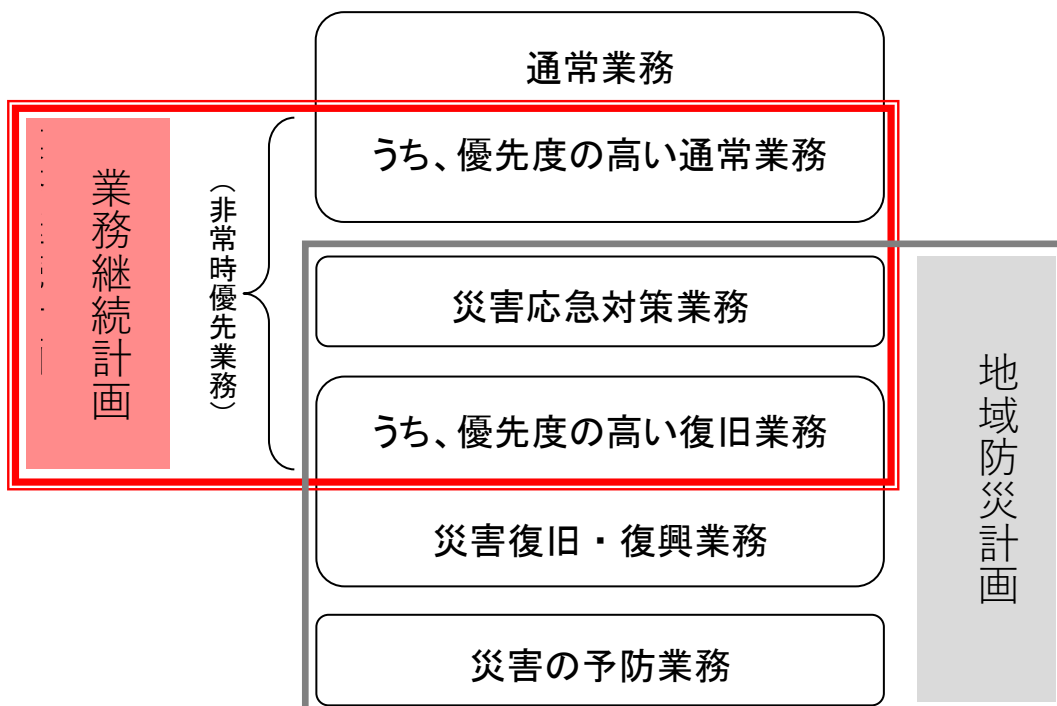


### (3) 計画の位置付け（業務継続計画と地域防災計画との関係）

刈谷市地域防災計画＜地震・津波災害対策計画＞は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市が、災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画です。

一方、業務継続計画は、市の機関が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行う「非常時優先業務」（下図参照）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討し、市の機関の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画です。

#### 【業務継続計画と地域防災計画の概念図】



## 【業務継続計画と地域防災計画の違い】

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。</li> </ul>
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の被災は、特に想定する必要がない。</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。</li> </ul>
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。</li> </ul>
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。</li> </ul>

引用：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

## 2

### 計画の基本方針

#### 基本方針

- (1) 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守る。
- (2) 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- (3) 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

## 3

### 計画の対応方針

#### 対応方針

- (1) 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、応急対策業務は最優先で実施する。
- (2) 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁で横断的に調整する。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (4) 決定権限者及び計画の指揮命令系統  
この計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。



## 決定権限順位表

刈谷市災害 対策本部機 構決定権限	災害対策本部長*の職務代理者の順序 (災害対策本部組織順位とする。)	第1順位 鈴木副市長 第2順位 近藤副市長 第3順位 教育長 第4順位 生活安全部長 第5順位 企画財政部長 第6順位 総務部長 第7順位 市民活動部長
	各対策部長職務権限の代理行使の順序	第1順位 副部長 第2順位 班長

※ 災害対策本部は市長が設置し、災害対策本部長となる。

### (5) 計画の発動と終結

#### ア 計画の発動基準

この計画は、以下に述べる災害の事象に伴って発動する。

#### (ア) 地震 震度6弱以上

市内に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき、本計画を自動発動する。

#### (イ) 地震 震度5強以下

災害対策本部長が必要と認めたとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

#### イ 計画の終結基準

災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

# 4

## 被害想定

### 想定条件

南海トラフ地震M8.6、震度6強の揺れが平日冬の夕刻18時に発生したと想定しています。（南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせた過去地震最大モデル。）

### インフラ復旧状況の想定

電力3日間停止、水道1週間停止、都市ガス（低圧）1か月間供給停止、電話（外線）1週間輻輳としています。

項目	想定する状況	参考：愛知県 愛知県東海地震・東南海地震 等被害予測調査結果報告書
		電力
水道	<b>1週間停止</b> 1週間後：大半復旧 1か月後：ほぼ復旧	
都市ガス	<b>1か月供給停止</b> 1か月後：ほぼ復旧	
電話	<b>1週間輻輳</b> 2・3日後：多くが復旧 1週間後：ほぼ復旧	

## 市域の被害想定

想定項目	南海トラフ地震（過去地震最大モデル）
最大震度	6強
全壊・焼失棟数	約1,400棟
死者数	約40人
最大津波高	約2.0m

## 本庁舎の被害予測と代替庁舎の特定

本庁舎は免震構造で、耐震基準を満たしており、地震災害時に耐え得る構造となっている。

ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、天井板、照明器具の落下などにより、破片等が床や廊下に散乱することが予測される。

また、不測の事態で本庁舎が使用できないことを想定し、その代わりとなる施設を総合文化センターとする。

### 被災時の庁内インフラの状況の想定

	発災後の発生し得る状況
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電する。</li> <li>・ 自家発電に切り替わる。</li> </ul>
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水供給の停止によって断水する。</li> <li>・ 飲料に供することができなくなる。</li> </ul>
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの管路が破損した場合、火災の危険性が高まる。</li> </ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課に非常時に使用可能な電話回線が1回線ある。</li> <li>・ 庁内放送設備が損傷する可能性がある。</li> <li>・ 防災行政無線188台、衛星携帯電話1台を活用して通信する。</li> <li>・ 一般電話回線が使用不可能になる。</li> </ul>
消防用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防火扉は作動する。</li> <li>・ 消火栓や消火設備が被災により使えない可能性がある。</li> </ul>

### 【参考：本庁舎等の構造等】

#### (1) 庁舎構造

庁舎名	構造	規模	延床面積 (㎡)
本庁舎	鉄骨鉄筋コンクリート造 免震構造	地上10階、塔屋1階	25,637.43
立体駐車場	鉄筋コンクリート造	地上2階	2,394.50

## (2) 本庁舎の非常用電源設備

本庁舎の自家発電によって下表のとおり電力供給が可能である。

本 庁 舎	
種 別	ガスタービン発電設備 1基
容 量	1,000KVA 最大容量約883Kw
燃料タンク	屋外地下燃料槽 A重油3 5,000ℓ 屋上(10階)小出槽 A重油 1,950ℓ
稼働時間	最大容量負荷で 460ℓ/h <b>約72時間</b> 稼働可能 立ち上がり時間 →約40秒以内
設置場所	庁舎屋上(10階)
非常用電源直結コンセント	赤タップ(無停電電源装置) 緑タップ(自家発電装置配下)

## (3) 総合文化センター構造

総合文化センター	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 耐震構造
規模	地下1階地上5階
延床面積	22,767.10㎡

#### (4) 総合文化センターの非常用電源設備

総合文化センターの自家発電によって下表のとおり電力供給が可能である。

	総合文化センター
種 別	高圧ガスタービン発電機 1基
容 量	1,000KVA 最大容量約883Kw
燃料タンク	屋内(2階)小出槽 A重油 1,950ℓ
稼働時間	最大容量負荷で 460ℓ/h <b>約4時間</b> 稼働可能 立ち上がり時間 →約40秒以内
設置場所	発電機室(2階)

#### (5) 本庁舎の水、食料等の備蓄

庁舎内の自動販売機7台、敷地内自動販売機2台の飲料無償提供(覚書)

食堂及び売店の食料品等の提供(協定)

(6) 職員用の備蓄

【食料】

備蓄場所：寿町防災倉庫

品目	箱	食/本
飲料水	138	3,312
栄養補助食品	33	3,300

【トイレ】

備蓄場所：寿町防災倉庫

品目	箱	個
携帯トイレ	91	9,100

(7) 重要情報のバックアップ及び外部保管の状況

主要システムのデータは、毎日記録媒体に保存しO A室内の耐火保管庫に保管し、2週間毎に遠隔地に記録媒体を保管している。

# 5

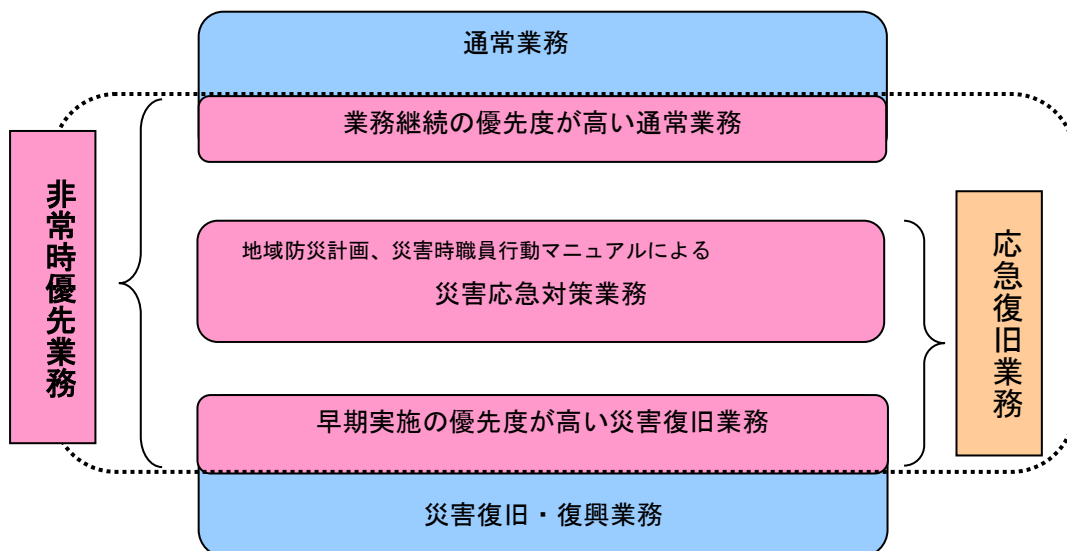
## 非常時優先業務

### 非常時優先業務の考え方

全ての業務から、市が行う「応急復旧業務」と、業務継続の優先度が高い通常業務をあわせて「非常時優先業務」としました。

非常時優先業務	応急復旧業務 ア 地域防災計画、災害時職員行動マニュアルによる災害応急対策業務 イ 他市の被災事例や、各課において大規模地震発生時に早期実施すべき優先度の高い災害復旧業務
	業務継続の優先度が高い通常業務

非常時優先業務の概念図





## 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務の対象期間は、発災から1か月間とし、選定基準は、以下のとおりです。

優先度	選 定 基 準	
A 1	<b>発災後 3 時間以内に</b>	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
A 2	<b>発災後 6 時間以内に</b>	
A 3	<b>発災後12時間以内に</b>	
A 4	<b>発災後24時間以内に</b>	
B	遅くとも <b>発災後 3 日以内に</b> 業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
C	遅くとも <b>発災後 1 週間以内に</b> 業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
D	遅くとも <b>発災後 2 週間以内に</b> 業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
E	<b>発災後 2 週間を超え 1 か月以内程度に</b> 着手するもので、主に災害復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度の高い業務	

# 6

## 職員体制

### 職員の参集体制

刈谷市地域防災計画では、次の基準により、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。

	始 期	終 期
準備 配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域において震度3を観測した地震が発生したとき</li> <li>2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</li> </ol>	<p>災害の発生の恐れが無くなり、その注意を要しなくなったとき、又は第1非常配備に移行したとき。</p>
第1 非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域において震度4を観測した地震が発生したとき</li> <li>2 愛知県下の他の市町村において、地震による大規模な被害が発生したとき。</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</li> </ol>	<p>災害の発生の恐れが無くなり、応急対策が完了したとき、又は第2非常配備に移行したとき。</p>
第2 非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域において震度5弱、5強を観測した地震が発生したとき。</li> <li>2 伊勢・三河湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 災害により市民等を避難させる必要を生じたとき。</li> <li>4 市内に大規模な火災、爆発その他重大な人為的災害が発生したとき。</li> <li>5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</li> </ol>	<p>災害の拡大の恐れが無くなり、応急対策がおおむね完了したとき、又は第3非常配備に移行したとき。</p>
第3 非常 配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</li> <li>2 市域において震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。</li> </ol>	<p>応急対策活動がすべて完了したとき。</p>

この計画の被害想定では、職員体制は第3非常配備となり、全職員が参集の対象となる。

#### (1) 配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する大規模災害の発生を知った時は、直ちに指定配備場所に参集する。ただし、自身及び家族が、負傷し治療が必要な場合等、参集が困難な場合は、所属する対策班に報告の上、参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。

#### (2) 参集方法

職員の参集に当たっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたい場合は、短時間かつ安全な方法により参集する。また、道路の冠水・破損、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊などに細心の注意を払い、災害状況を可能な限り把握し、各部班を通じて災害対策本部に報告する。

### 参集状況予測（勤務時間外発災時の参集予測）

各班（課）の職員の参集状況がどのようになるか検証するため、次の条件によりシミュレーションを行った。（令和5年5月時点）

参集の対象とする職員は、全職員とし、更に次のとおり条件設定を行った。

- （1）発災直後の出発は困難であるため、発災から20分を付加した。
- （2）橋やトンネル等は、渋滞など発生するものの倒壊はしないと想定した。

ただし、交通規制等を考慮し、参集は自転車もしくは徒歩のみとした。

- （3）一日の最大移動時間・距離は、自転車の場合は10時間・60km、徒歩の場合は10時間・30kmとした。

以上の条件によりシミュレーションを行った結果は、次のとおりである。

刈谷市職員想定参集人数及び参集率

	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内
想定参集人数 (人)	395	373	250	60	52	11
延べ人数(人)	395	768	1018	1078	1130	1141
参集率 (%)	34.6	67.3	89.2	94.5	99.0	100.0

(令和5年5月調査時 対象人員1,141人)

更に、職員自身又は家族等が被災し、治療又は入院の必要がある場合や、自宅が全壊した場合などで、参集出来ない職員が2割程度発生するものと想定して再計算した結果は、次のとおりである。

### 刈谷市職員想定参集人数及び参集率

	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内
想定参集人数 (人)	316	298	200	48	42	9
延べ人数 (人)	316	614	814	862	904	913
参集率 (%)	27.7	53.8	71.3	75.5	79.2	80.0

(令和5年5月調査時 対象人員1,141人)

# 7

## 今後の取組み

### 業務継続計画（BCP）推進組織を設置

市では、業務継続計画（BCP）の定着と課題の対応を具体化するため、関係各課等で構成する推進部会を設置しています。

この会議は、平常時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行うなど、計画の改善・定着を図っていきます。

### 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について理解するためには、平常時から研修・訓練等を通して職員個人の知識、意識を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要があります。

研修・訓練等の場において、職員参集訓練などの各種訓練を実施していきます。

## 非常時優先業務一覧

対策部	対策班	課	業務名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）								
						3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月	
統括部	指揮班	危機管理課	災害対策本部の設置	応急復旧	A1	●								
			災害対策本部員会議の開催	応急復旧	A1	●								
			本部員会議での決定事項の伝達指示	応急復旧	A1	●								
			各種情報の受領整理及び伝達	応急復旧	A1	●								
			避難指示の発令及び警戒区域の設定	応急復旧	A1	●								
			避難所開設の決定	応急復旧	A1	●								
			県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整	応急復旧	A1	●								
			災害救助法の適用申請	応急復旧	B						●			
			自衛隊の派遣要請	応急復旧	A2		●							
				情報集約班	企画政策課	被害情報等の収集及び整理	応急復旧	A1	●					
情報の記録、処理及び提供	応急復旧	A1				●								
情報資材部	情報伝達班	広報広聴課 情報政策課 契約検査課 監査事務局	災害広報	応急復旧	A1	●								
			報道機関への災害広報	応急復旧	A1	●								
			災害に対する記録、災害対策活動の記録	応急復旧	A1	●								
			調査団体の受入れ	応急復旧	A4				●					
			主要情報システムの被害状況の把握と復旧作業	応急復旧	A1	●								
		広報広聴課	秘書に関すること	通常	A1	●								
			ホームページでの情報発信	通常	A1	●								
			契約検査課	変更契約業務	通常	E								●
			資材班	財務課	公用車配車計画の樹立及び実施	応急復旧	A1	●						
携帯電話の確保	応急復旧				A1	●								
緊急通行車両の標章配布	応急復旧				A1	●								
食料、生活必需品、応急復旧資機材その他物資調達確保のための手配	応急復旧				A1	●								
災害応急費及び災害復旧費の予算措置	応急復旧				C							●		
	調達班	会計課	動員班の指示により随時応援	応急復旧	A4				●					
			災害救助金の出納経理	応急復旧	B					●				
			災害応急対策に係る経費、見舞金等の支払事務	応急復旧	B					●				
			災害対策以外で期限のある経費（市債償還など）の支払業務	通常	C						●			
	物流班	国保年金課	物資（食料、救援物資等）の管理	応急復旧	A3		●							
			国民年金に関する事務	通常	E							●		
			後期高齢者医療に関する業務	通常	E							●		
			国民健康保険に関する事務	通常	E							●		

対策部	対策班	課	業務名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）								
						3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月	
総務部	庁舎管理班	総務文書課	庁舎の管理	応急復旧	A1	●								
			庁舎等の安全確保等	応急復旧	A1	●								
			物資の受付及び配分	応急復旧	A1	●								
			公印の管守に関する事	通常	A1	●								
			文書の收受及び発送に関する事	通常	C							●		
	動員班	人事課	参集職員の把握	応急復旧	A1	●								
			職員の配置調整	応急復旧	A3			●						
			他自治体からの応援職員の配置調整及び健康管理	応急復旧	B						●			
			応援自治体との連絡調整	応急復旧	D								●	
			給与支払、人件費執行管理事務	通常	D								●	
			公務災害事務	通常	E									●
	生活再建部	市民対応班	市民協働課 くらし安心課 市民課 文化観光課	青山斎園の状況の把握	応急復旧	A2		●						
				情報集約班から被害状況を確認	応急復旧	A2		●						
				被災者の相談、要望、苦情等の受付、及びその苦情処理	応急復旧	B						●		
遺体の身元調査協力				応急復旧	B						●			
火葬計画の作成及び火葬の実施				応急復旧	B						●			
市民課			避難者の避難所退去に係る相談業務	応急復旧	B						●			
			届書の受付に関する事	通常	A4					●				
			火葬許可書に関する事	通常	A4					●				
			印鑑登録に関する事	通常	C							●		
			戸籍謄抄本、住民票の写し及び諸証明の交付等に関する事 個人番号カードの交付に関する事	通常	C							●		
市民協働課		パスポートの申請受付及び交付に関する事	通常	E									●	
		市民ボランティア活動センターの管理運営に関する事	通常	A4					●					
		被害認定調査班	税務課 納税課	人身被害の調査	応急復旧	A1	●							
				動員班の指示により随時応援	応急復旧	C							●	
			住宅等の建物被害調査	応急復旧	C							●		
			被災者台帳の作成	応急復旧	D								●	
			罹災証明書、その他災害に係る各種証明書の発行	応急復旧	D								●	
市税の賦課証明及び閲覧に関する事	通常		C							●				
納税課	納税証明に関する事	通常	C							●				
住居対策班	建築課 施設保全課	避難所の安全確認	応急復旧	A1	●									
		応急危険度判定実施本部の設置	応急復旧	A2		●								
		応急危険度判定業務の準備	応急復旧	A3			●							
		応急仮設住宅建設戸数の調整及び決定	応急復旧	B						●				
		応急危険度判定の実施	応急復旧	B						●				
		応急仮設住宅建設要望調書を県に提出	応急復旧	B						●				
		被災住宅の応急修理の実施	応急復旧	B							●			
		市営住宅の被害調査及び安全確認を行う。 市営、県営住宅への被災者受入れ	応急復旧	C							●			
		施設管理者と連携し被害調査を行い、被害度を考慮した応急復旧の手配	応急復旧	C							●			
		応急仮設住宅への入居手続き	応急復旧	C							●			



対策部	対策班	課	業務名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）										
						3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月			
医療福祉部	福祉班	福祉総務課 生活福祉課 長寿課 子育て推進課 子ども課	ボランティア支援本部の立ち上げ及び運営支援	応急復旧	A4				●							
			避難行動要支援者安否確認(避難所)	応急復旧	B					●						
			幼児園・保育園等の園児の安全確保及び避難所における運営支援	応急復旧	A1	●										
			放課後児童クラブの児童安全確保	応急復旧	A1	●										
			孤児の受け入れ	応急復旧	A3			●								
			避難所における保育支援	応急復旧	C						●					
			災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金等の支給	応急復旧	D								●			
			被災者生活再建支援法に関する事務	応急復旧	E										●	
			義援金の受付及び配分	応急復旧	E										●	
			福祉総務課	障害福祉施設の設備管理に関すること	通常	C						●				
				障害福祉サービスの認定調査や認定審査会など障害支援区分に関すること	通常	E									●	
				障害福祉サービスの給付管理	通常	E									●	
				生活福祉課	生活保護に関すること	通常	E								●	
				長寿課	介護保険の訪問調査や認定審査など要介護認定に関すること	通常	E								●	
			介護保険の給付管理	通常	E								●			
		子育て推進課	児童手当、児童扶養手当及び遺児手当に関すること	通常	E								●			
		子ども課	幼児園・保育園等の施設、設備管理に関すること	通常	C						●					
		救護班	健康推進課 子育て支援課	災害医療情報の収集	応急復旧	A1	●									
				救護所の開設、応急医療、トリアージ	応急復旧	A2		●								
				医薬品等の確保	応急復旧	A2		●								
			被災者の健康管理対策	応急復旧	A4			●								
			防疫対策	応急復旧	B					●						
			その他の衛生対策	応急復旧	B					●						

対策部	対策班	課	業務名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）									
						3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月		
産業環境部	産業環境班	商工業振興課 企業立地推進室 農政課 環境推進課 ごみ減量推進課	仮設トイレの設置と設置場所の情報提供	応急復旧	A4				●						
			がれき等の一時仮置場の選定	応急復旧	A4				●						
			ごみの収集処理計画、体制の確保	応急復旧	B					●					
			し尿処理計画、体制の確保	応急復旧	B					●					
			し尿の応急収集の実施	応急復旧	B					●					
			がれき等の処理計画、体制の確保	応急復旧	B					●					
			市内スーパー等の営業状況の情報提供及び主食米等の提供体制の把握	応急復旧	B					●					
			ごみ等の収集体制についての情報提供	応急復旧	C						●				
			がれき処理の周知	応急復旧	C						●				
			漏油に対する調査及び応急措置	応急復旧	C						●				
			し尿処理施設の維持管理	応急復旧	C						●				
			ごみの応急収集の実施	応急復旧	C						●				
			ごみの応急処理の実施	応急復旧	C						●				
			がれき等の搬入	応急復旧	C						●				
			漏油に対する除去指導	応急復旧	C						●				
			市内スーパー等の営業状況情報の提供	応急復旧	C						●				
			仮設トイレの管理	応急復旧	B					●					
			がれき等の処理	応急復旧	C						●				
			農作物、家畜及び農業用生産施設の被害状況を把握し情報班へ報告	応急復旧	C						●				
		商店、工場、事業所等の被害状況を把握し情報班へ報告	応急復旧	C						●					
		商工業者災害復旧資金等融資	応急復旧	C						●					
			農政課	家畜の防疫に関すること	通常	C					●				
		避難所拠点部	避難所班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	避難所の建物の利用の可否を決定し、状況を情報伝達班に報告	応急復旧	A1	●							
避難所の開設、避難者の受入れ	応急復旧				A1	●									
物資等の輸送・受領	応急復旧				A3		●								
避難所の運営のための調整・支援	応急復旧				A1	●									
拠点管理班	スポーツ課		地域内輸送拠点の管理・運営	応急復旧	A4			●							
			体育施設の応急復旧に関する業務	応急復旧	B				●						
			体育施設の維持管理業務	通常	E								●		

対策部	対策班	課	業務名	業務種別	優先度	着手目標時期（以内）										
						3時間	6時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月			
議会部	議会班	議事課	議員の安否確認	応急復旧	A1	●										
			正副議長と議会としての対応方針を協議し、必要に応じて議員へ情報伝達	応急復旧	A3			●								
			議長が必要に応じて設置する刈谷市議会災害対策支援本部の事務を補助	応急復旧	A4				●							
技術部	施設管理班	土木管理課 道路建設課 用地対策課	被害状況の把握	応急復旧	A1	●										
			緊急輸送道路の確保	応急復旧	A1	●										
			関係機関へ協力要請	応急復旧	A1	●										
			処理計画策定	応急復旧	A2		●									
			障害物の除去	応急復旧	A1	●										
			動員班の指示により調査巡視班の応援	応急復旧	A1	●										
			応急用の排水ポンプの設置	応急復旧	B					●						
			復旧作業	応急復旧	C						●					
			調査巡視班	まちづくり推進課 都市交通課 市街地整備課 公園緑地課 公園整備課	調査、報告	応急復旧	A1	●								
					緊急措置等の実施	応急復旧	A1	●								
水資源部	上水道班	水道課	関係機関との連絡調整	応急復旧	A1	●										
			被害状況の把握	応急復旧	A1	●										
			応急給水活動（第一次給水・3ℓ/日/人）	応急復旧	A3			●								
			応急復旧活動	応急復旧	A1	●										
			応急復旧計画	応急復旧	B					●						
			応援受け入れ体制の準備	応急復旧	B					●						
			応急給水活動（第二次給水・20ℓ/日/人）	応急復旧	C						●					
			復旧工事の開始	応急復旧	C						●					
			排水管理班	雨水対策課 下水道課	関係機関との連絡調整	応急復旧	A1	●								
					水門と防潮扉の操作	応急復旧	A1	●								
下水道施設の被害状況の把握	応急復旧	A4						●								
調査結果の報告	応急復旧	A4						●								
応急処理の実施	応急復旧	A4						●								
排水機場の稼働確認	応急復旧	B							●							
汚水溢水の解消	応急復旧	B							●							
支援要請に必要な情報収集	応急復旧	B							●							
一次調査の実施	応急復旧	B							●							
支援要請及び支援受け入れ体制の確保	応急復旧	B							●							
二次調査の実施	応急復旧	C								●						
復旧計画の策定	応急復旧	E											●			
復旧工事の開始	応急復旧	E									●					

# 刈谷市業務継続計画（BCP）〔地震対策編〕

令和6年3月改訂版

発行 刈谷市

編集 危機管理課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL (0566)62-1190(ダイヤルイン)

FAX (0566)27-9652